

毎月勤労統計調査地方調査結果
福島県の賃金・労働時間・雇用の動き

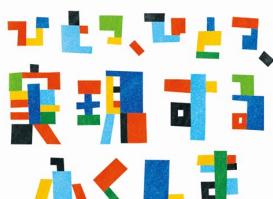
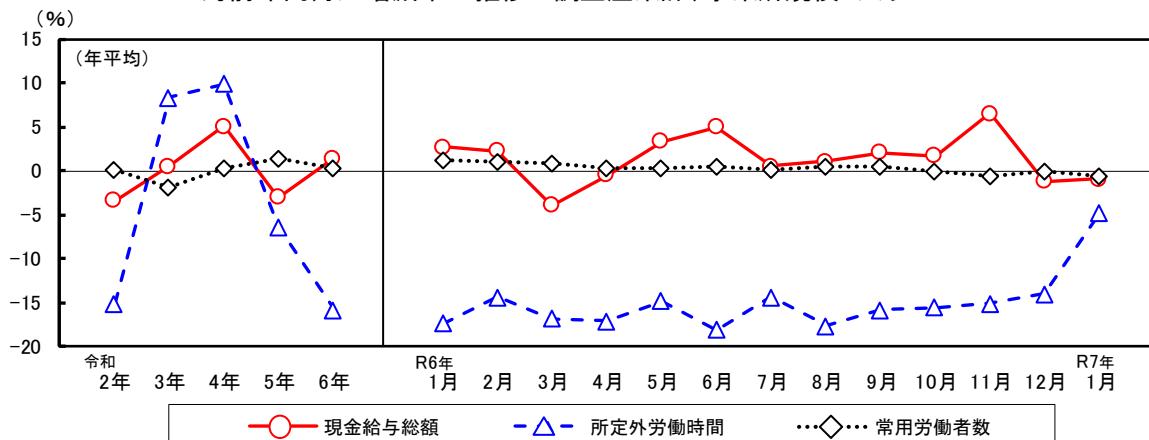
令和7年1月分
(令和2年基準)

(前年同月比でみて)

(調査産業計・事業所規模5人以上)

- 現金給与総額は0.9%の減 …… 令和6年12月から2ヶ月連続して下回っている
- 所定外労働時間は4.7%の減 …… 令和5年1月から25か月連続して下回っている
- 常用労働者数は0.5%の減 …… 令和6年10月から4か月連続して下回っている

対前年同月比増減率の推移—調査産業計、事業所規模5人以上



令和7年3月27日
福島県企画調整部統計課

※1 令和6年1月分確報において、母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を行いました。ベンチマーク更新に伴って賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率に乖離が生じることから、令和6年の前年同月比等について、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出しています。

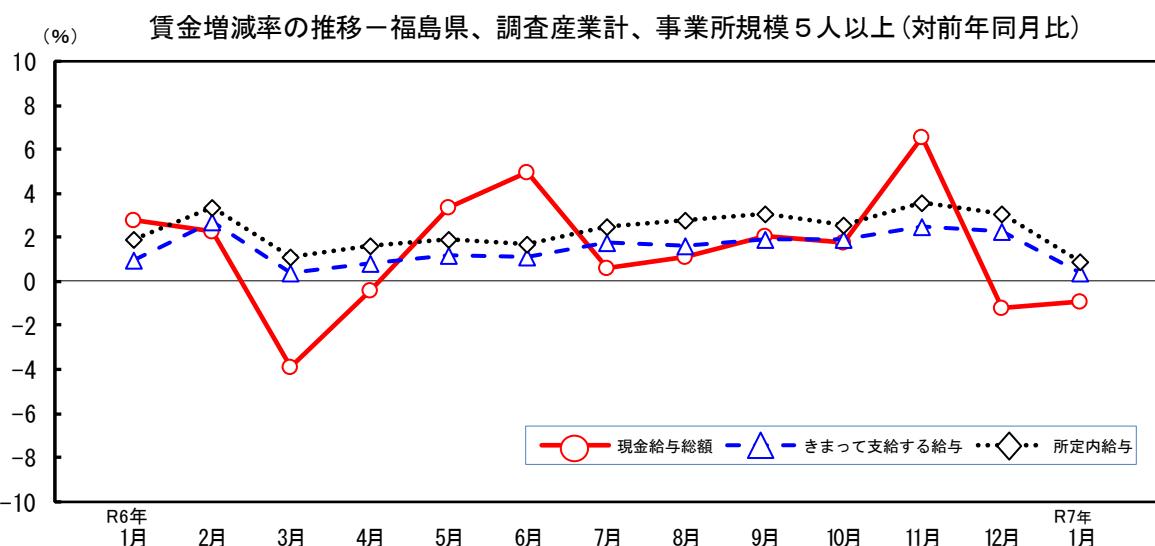
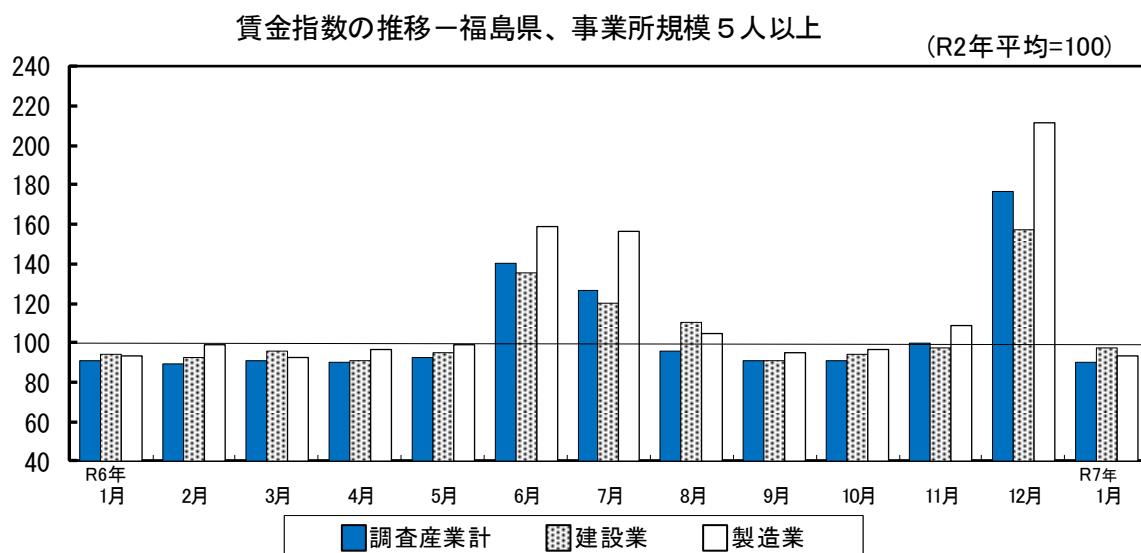
※2 令和4年1月分より、各指標を「令和2年基準（令和2年平均=100）」として遡及改定しています。なお、令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指標が過去に遡って改訂が行われました。それに伴い、基準年（令和2年）の常用雇用指標が100となるように、令和6年5月調査より、常用雇用指標を過去に遡って改訂しています。また、令和6年1月以降の前年同月比について、改訂後の指標で再計算しています。

※3 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2~3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更しました。

また、事業所規模5~29人の第二種事業所については、半年ごと（1月と7月）に指定調査区の変更があり、それに伴い調査対象事業所も変更しています。

1 賃金の動き（調査産業計）

- (1) 事業所規模5人以上 ((2)の事業所規模30人以上を含む)
- ア 現金給与総額（きまつて支給する給与+特別に支払われた給与）
令和7年1月分の平均現金給与総額は259,739円で前年同月比0.9%減となった。
- イ きまつて支給する給与（所定内給与+所定外給与）
249,845円で前年同月比0.4%増となった。
- （ア）所定内給与
235,054円で前年同月比0.9%増となった。
- （イ）所定外給与
14,791円で前年同月比6.1%減となった。
- ウ 特別に支払われた給与
9,894円で前年同月比24.6%減となった。
- (2) 事業所規模30人以上
- ア 現金給与総額（きまつて支給する給与+特別に支払われた給与）
令和7年1月分の平均現金給与総額は283,107円で前年同月比3.9%増となった。
- イ きまつて支給する給与（所定内給与+所定外給与）
274,639円で前年同月比2.3%増となった。
- （ア）所定内給与
255,605円で前年同月比2.9%増となった。
- （イ）所定外給与
19,034円で前年同月比4.9%減となった。
- ウ 特別に支払われた給与
8,468円で前年同月比115.9%増となった。



2 労働時間の動き（調査産業計）

- (1) 事業所規模5人以上 ((2)の事業所規模30人以上を含む)
- ア 総実労働時間（所定内労働時間+所定外労働時間）

令和7年1月分の総実労働時間は、132.7時間で前年同月比0.9%減となった。
 - イ 所定内労働時間

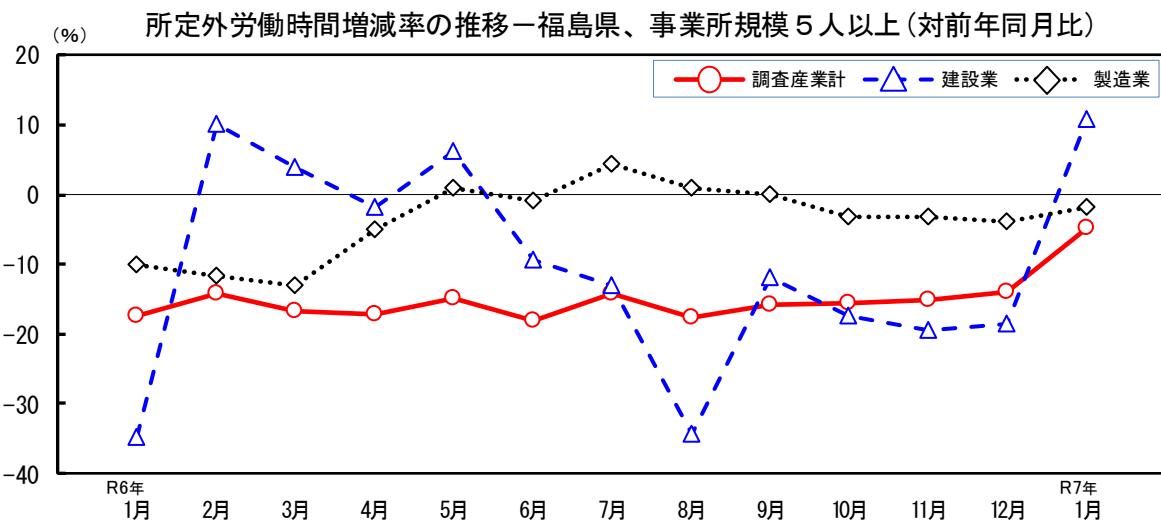
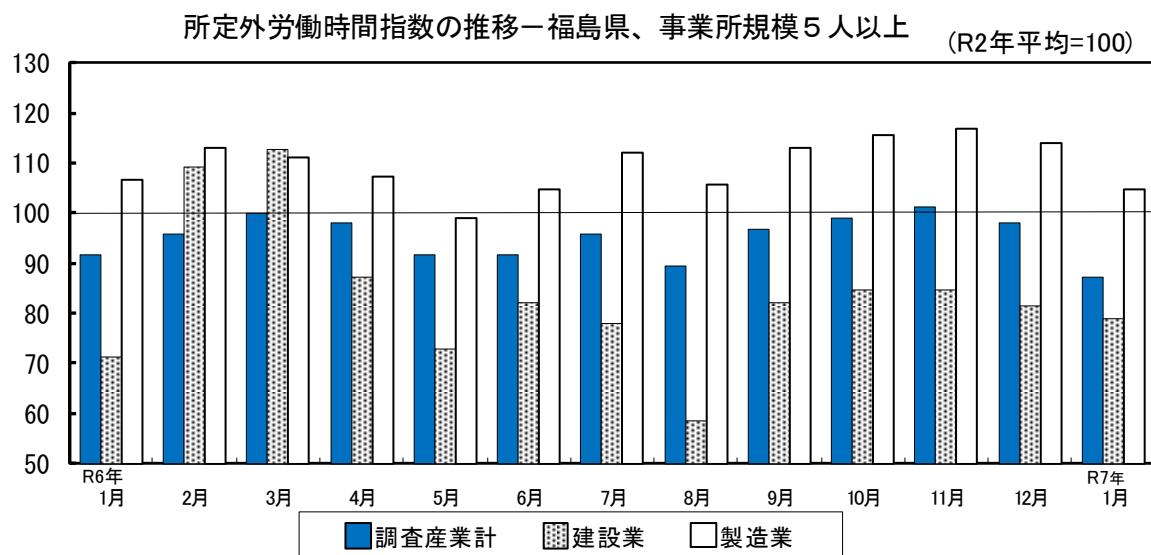
124.5時間で前年同月比0.6%減となった。
 - ウ 所定外労働時間

8.2時間で前年同月比4.7%減となった。また製造業は11.3時間で前年同月比1.8%減となつた。
- (2) 事業所規模30人以上
- ア 総実労働時間（所定内労働時間+所定外労働時間）

令和7年1月分の総実労働時間は、136.5時間で前年同月比1.1%減となった。
 - イ 所定内労働時間

127.2時間で前年同月比1.1%減となつた。
 - ウ 所定外労働時間

9.3時間で前年同月比2.2%減となつた。また製造業は12.5時間で前年同月比2.4%減となつた。



3 雇用の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（（2）の事業所規模30人以上を含む）

ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

令和7年1月分の常用労働者数（推計）は665, 984人、常用雇用指数（令和2年平均=100）は100.0で、前年同月比0.5%減となった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

26.3%で、前年同月差0.2ポイント減となった。

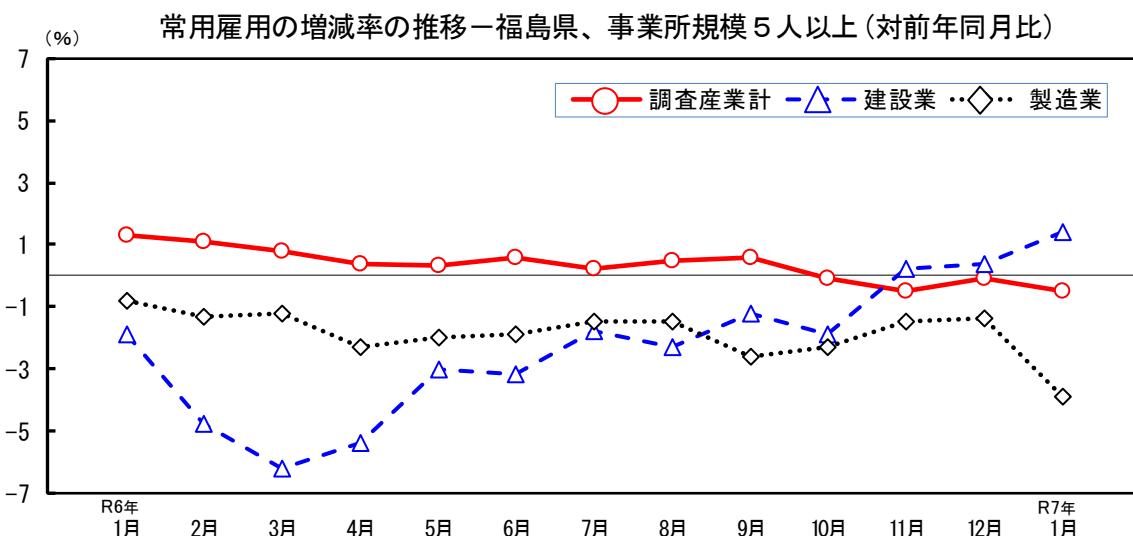
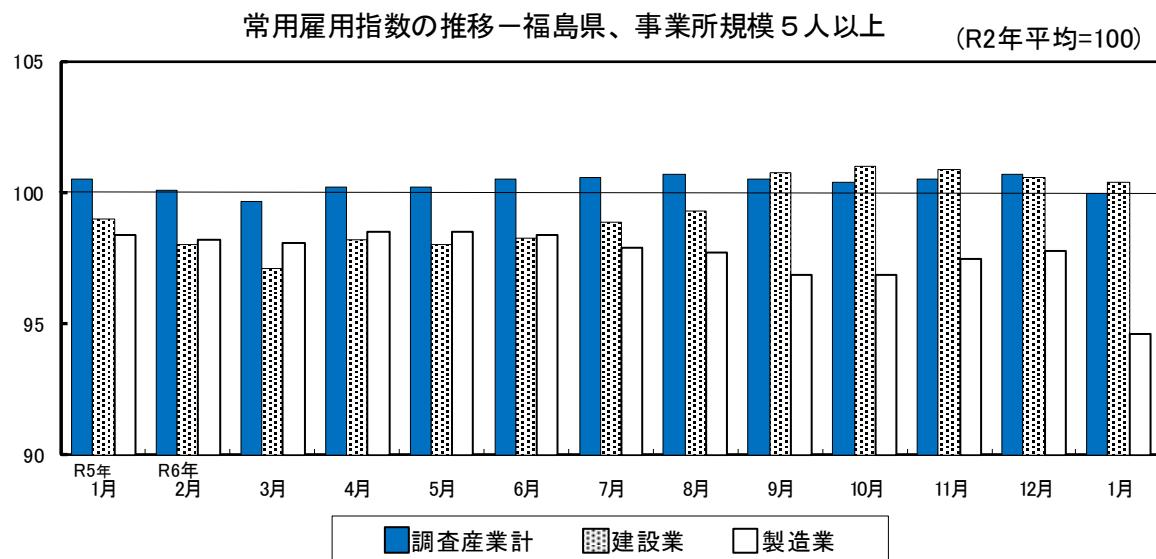
(2) 事業所規模30人以上

ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

令和7年1月分の常用労働者数（推計）は375, 796人、常用雇用指数（令和2年平均=100）は100.4で、前年同月比0.2%減となった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

22.7%で、前年同月差0.7ポイント増となった。



毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について福島県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国の重要な統計調査である基幹統計調査として実施している。

3 調査の対象

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業等、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する事業所（全国で約43,000事業所、うち福島県で約750事業所）について行う標本調査である。

4 抽出方法及び実施方法

標本設計は「きまつて支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行われている。

標本事業所の抽出方法及び調査の実施方法は、30人以上規模事業所（第一種事業所）は、毎年更新される総務省の事業所母集団データベースによる年次フレームから、産業、事業所規模別に無作為に調査事業所を抽出し、抽出後は原則約3年間継続して調査（500人以上雇用している事業所など特定条件に該当する事業所は再指定され継続調査）する。調査の実施方法は、郵送による通信調査またはインターネット調査である。

一方、5～29人規模事業所（第二種事業所）は、経済センサスから毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した約30区について5～29人規模事業所の名簿を作成し、その名簿から約330事業所を抽出する二段階抽出法をとっており調査期間は原則として18か月間である。調査の実施方法は、統計調査員による実地調査またはインターネット調査である。

5 調査結果の利用

発表された毎勤統計は、毎月閣議に報告される「月例経済報告」に引用されるなど、最近の賃金及び労働時間の情勢を示す指標として、政府の経済政策樹立の資料として活用されるほか、様々な行政を進めていく上での基礎的な統計資料として、また、民間企業においては、労務管理や景気判断の参考資料として用いられるなど、色々な用途に使われている。

【主な利用状況】

- ・内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
- ・雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
- ・企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- ・政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）



事業主のみなさまへ 毎月勤労統計調査へのご理解とご回答をお願いします。

◆毎月勤労統計調査とは、賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者の動きを毎月調べる調査です。



まいちゃんときんちゃん

◆常用労働者5人以上の全国約200万事業所から無作為に選んだ約4万3千事業所（地方調査を含む。）を対象に毎月調べています。

◆調査結果は、景気動向の判断資料や雇用保険法に基づく基本手当額等の法定資料などに利用されています。



ホームページ「ふくしま統計情報Box」で、福島県の賃金・労働時間及び雇用の動きを閲覧いただけます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/johobox/>

次回の公表（令和7年2月分）は、令和7年4月下旬の予定です。



福島県企画調整部統計課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
電話（直通）024-521-7147
(県庁内線) 2440
電子メール
toukei@pref.fukushima.lg.jp